



足立区のお知らせ

足立区千住一丁目 50
 ☎ (882) 1111
 編集・発行/足立区役所

人口調べ	
(昭和51年1月1日現在)	
世帯	199,244
男	311,050
女	303,163
	614,213
(前月より418人増)	

出張所の管轄区域一部変更 17出張所の移転など

従来の庁舎は、区画整理によって道路用地となり、西側方向に約七百メートルほど移転します。新庁舎は、現在建設工事を進めています。管轄区域は下表のとおり変わります。

■綾瀬川以東に分室を新設
 第十七出張所の移転に伴い、綾瀬川以東(現在第十七出張所管轄区域)の皆さんへ、利便を図るため神前南町に分室の建設をすすめています。

■管轄区域は、綾瀬川以東の第十七出張所区域となります。

■第十三出張所分室が独立
 名称は、足立区役所鹿浜出張所となる予定です。管轄区域は、現在の分室区域と変わりませんが、後日回覧板等によりくわしくお知らせします。

■お問い合わせ先 区役所民部管理係、第十七出張所室八八四一四六五一、第十七出張所分室八八四一四四五一、第十三出張所室八八四一四二〇一、第十三出張所分室八八四一三三〇一



16ミリ映写機講習会
 講習会
 次のように16ミリ映写機講習会を開催します。ご希望の方は、ご参加ください。

日時 二月八日(水)・二十日(金)・二十四日(火)・二十五日(水)・二十七日(金) 午後二時～八時

場所 東部区民福祉センター(綾瀬駅前下車5分)

青年文化教室
 科目 手芸(未だ人形ほか)
 定員 四名(先着順)
 期間 二月十二日(水)から三月二十三日(火)までの毎週火・木曜(延べ十二日間) 午後六時十分～八時三十分

対象 区内在住、在勤の勤労青年で二十五歳までの方

場所 区青年館(大前駅下車一分)

受講料 無料(但し、用具・材料費は自己負担)

申込み 問い合わせ先 二月六日(金)か受付先。電話かまたは面接区青年館(室八九〇〇六)へ

初心者講習会
 アーチERY
 日時 三月十六日(火)・十八日(木) 午後六時八時

会場 ロビンウッドアーチERY
 一レヂ(鹿浜四一七八)

青少年のつどい
 のために
 少年団や青年団活動を、楽しくするための技術や体験的に知ってもらう講習会を次のように開催します。団体の会費のない方も積極的にご参加ください。

日時 二月十七日から三月二十三日までの毎週火曜日 午後七時～九時

場所 志賀高原の湖スキー場
 定員 一万九千五百名
 申込み 問い合わせ先 足立区青年センター 日比谷足立区千住一七五(室八二七九)〇〇

催しもの
 会場 区青年館(大前駅下車一分)

対象 区内在住・在学、在勤で十八歳以上の男女(身障者の方も歓迎)

定員 百名(先着順)

受講料 無料

申込み 問い合わせ先 直接かまたはハガキで、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し教育委員会体育課(千住仲町五八)へどうぞ。申込受付は、二月五日(木)から。

※スポーツナイフ服装、運動靴持参用具は用意してあります。

区民スキー
 スクール
 期日 三月十一日(水)・十四日(日) 三泊四日(車中泊)

区民フオークダンスの夕べ
 日時 二月十二日(水) 午後六時三十分

場所 区立千寿第三小体育館

参加費 無料

問い合わせ先 足立区フオークダンス連盟(室八八一九〇) 六五

施設見学会
 区では区民の方を対象に施設見学会を実施します。ご希望の方は、ふるってご申込みください。

日時 三月二日(火)・三日(水) 午前九時～午後二時

場所 消費センター、千住水戸神社、東部区民福祉センター、正法禅院、大蔵神社、教育センター

定員 一口二十名、計四十名

申込み 問い合わせ先 区役所民部管理係(室八八四一四二〇一) 〇〇

募集します
 くわしくは、区役所保健係へ。

職員募集
 児童厚生員 若干名
 児童学童クラブ等 職員 若干名
 児童学童クラブ等 職員 若干名
 児童学童クラブ等 職員 若干名

申込期間 二月五日(水)から十日(火)まで

参加費 無料(食費は、こちらで用意)

申込方法 広報紙または電話でのご連絡

事業所見学
 就職をご希望の高齢者や身障者の方を対象に、事業所見学を実施します。ご希望の方は、ふるってご参加ください。

日時 定員 心身障害者の方：三月三日(水)三十名、高齢者の方：三月五日(金)五十名

時間 いずれも午前九時～午後二時

集合場所 区役所本庁舎前

ご注意
 小学校へ入まれる方へ
 予防接種は中止に決定

今年四月に小学校へ入る予定の方に、就学通知書と共に個別に通知しました予防接種は中止になりましたのでお知らせします。また、就学通知書に記載された予防接種は、知能検査は予定どおり実施します。

くわしくは、区役所保健係へお問い合わせください。

土地所有者の方へ
 雑草の繁茂しているお地はゴキブリや蚊の発生、犯罪の温床ともなりかねません。また、付近の人々の生活環境を害することもあります。コノ投げ捨てなどで火災の原因になることもあります。

区では、おき地の管理の適正化に関する条例で土地所有者(管理者)が責任をもつて処理することを義務づけています。

平野野球場の使用を中止
 平野野球場は、補修工事のため、次の期間中休場しますのでご了承ください。

休場期間 三月一日～六月三十日(予定) 野球場二面

なお、野球場は従来どおり使用できますが、駐車場は使用できませんのでご注意ください。

くわしくは、教育委員会体育係へお問い合わせください。

犬の登録と予防注射
 昭和五十年十月以降に実施した第二回狂犬病予防注射を受けていない方には、二月初めに通知を出しますので、至急お受けください。

また、新しく犬を飼いはじめた方は、登録と予防注射を区役所または区民センターで受け付けていただきます。

昭和五十年十月からの昭和五十二年一月分までの(児童育成)手当金は、二月十日にあなたの指定した金融機関に振込みさせていただきます。

登録方法 区役所または出張所で登録してください。手数料は三百円です。

予防注射(一回) 家畜病院等で予防注射を受け、その後発行される狂犬病予防注射証をもとに、保健所または区民センターで受け付けていただきます。手数料は六百円です。

その他 死亡、行方不明など、現在犬を所有していない方は、区役所、または出張所へ電話でお知らせください。

児童(育成)手当金を振込みます
 昭和五十年十月からの昭和五十二年一月分までの(児童育成)手当金は、二月十日にあなたの指定した金融機関に振込みさせていただきます。

お問い合わせは、区役所児童手当係へどうぞ。

あなたも区政モニターに
 現在、区では区政モニター制度を設けています。区民のみならず、区政への関心を高めるために、区政に対する手数料は六百円です。

その他 死亡、行方不明など、現在犬を所有していない方は、区役所、または出張所へ電話でお知らせください。

郵便料金が改正されました
 一月二十五日から次のように郵便料金が改正されました。くわしくは、もりの郵便局へ。

改正料金(主なもの) 定形(二十五円) 半定形(二十五円) 変形(二十五円) 郵便物(二十五円) 郵便物(二十五円) 郵便物(二十五円)

安売りに
 豚肉(二月十四日(土))
 ※賞味期限のある肉類を販売します。

鮮魚(二月十日(金))
 ※賞味期限のある魚類を販売します。

無料税務相談
 税理士会では、次のように無料税務相談を行います。

日時 二月二十三日(月) 午前十時～午後四時

会場 区役所一階ホール、足立区税務指導所(千住仲町八八四一四四七)、西新井税務指導所(栗原町八八四一四六〇)、東京税理士会足立・西新井支部会(事務所)

区内で買います
 タバコは

掲示板
 料務相談を行います。お気軽に立ち寄りください。

日時 二月二十三日(月) 午前十時～午後四時

会場 区役所一階ホール、足立区税務指導所(千住仲町八八四一四四七)、西新井税務指導所(栗原町八八四一四六〇)、東京税理士会足立・西新井支部会(事務所)

犬の登録と予防注射
 昭和五十年十月以降に実施した第二回狂犬病予防注射を受けていない方には、二月初めに通知を出しますので、至急お受けください。

また、新しく犬を飼いはじめた方は、登録と予防注射を区役所または区民センターで受け付けていただきます。

昭和五十年十月からの昭和五十二年一月分までの(児童育成)手当金は、二月十日にあなたの指定した金融機関に振込みさせていただきます。

登録方法 区役所または出張所で登録してください。手数料は三百円です。

予防注射(一回) 家畜病院等で予防注射を受け、その後発行される狂犬病予防注射証をもとに、保健所または区民センターで受け付けていただきます。手数料は六百円です。

その他 死亡、行方不明など、現在犬を所有していない方は、区役所、または出張所へ電話でお知らせください。

児童(育成)手当金を振込みます
 昭和五十年十月からの昭和五十二年一月分までの(児童育成)手当金は、二月十日にあなたの指定した金融機関に振込みさせていただきます。

お問い合わせは、区役所児童手当係へどうぞ。

あなたも区政モニターに
 現在、区では区政モニター制度を設けています。区民のみならず、区政への関心を高めるために、区政に対する手数料は六百円です。

その他 死亡、行方不明など、現在犬を所有していない方は、区役所、または出張所へ電話でお知らせください。

区内で買います
 タバコは

掲示板
 料務相談を行います。お気軽に立ち寄りください。

日時 二月二十三日(月) 午前十時～午後四時

会場 区役所一階ホール、足立区税務指導所(千住仲町八八四一四四七)、西新井税務指導所(栗原町八八四一四六〇)、東京税理士会足立・西新井支部会(事務所)

住民税 申告をお願いします

こしも住民税(特別区民税・都民税個人分)の申告時期が近づいてきました。住民税は、区が税額を計算して、この税額をみなさんに通知し、それによって納税していただく制度になっています。みなさんが、正しい申告をされることによって、適正な課税がなされます。お早めに申告されますようお願いいたします。今回は、区・都民税について、税額はどうに計算されるかについてご説明します。



申告が必要な方は

- 前年中に所得があった方で、51年1月1日現在区内に住んでいた方
- 区内に事務所や事業所、家屋敷があって、区外に住んでいる方

申告をしなくてもよい方は

1. 所得税の確定申告をする方
2. 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から区へ、給与支払報告書が出された方
3. 前年中の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額と扶養控除額の合計額以下の方
ただし、所得のなかった方、または3に該当する方で、申告書の届いている方は、非課税証明書発行などの基礎資料となりますので、申告書の裏面に記載して提出してください。

申告書の提出期限

提出期限は3月15日です。期限まぎわはたいへん混みますから、申告書の提出と書き方についてのお問い合わせは、お早めにお願いたします。

申告書の提出場所

区役所、第二庁舎、またはもよりの出張所へ提出してください。なお、みなさんの便宜をはかるため、次のとおり、課税課職員が出張受付を行いますので、ご利用ください。
◎3月10日(水)11日(木)
場所…常東出張所・第3出張所～第12出張所
◎3月12日(金)13日(土)
場所…第13出張所～第20出張所、東瀬瀬出張所、東東原出張所
※時間は、13日(土)を除き午前9時～午後4時。13日(土)は午前9時～正午

計算の仕方は

- ①所得金額＝収入金額－必要経費－事業専従者控除額
 - ②課税標準額＝所得金額－所得控除
 - ③④算出所得割額＝課税標準額×税率
 - ⑤差引所得割額＝算出所得割額－税額控除
 - ⑥特別区民税・都民税個人分＝差引所得割額＋均等割額(区600円、都100円)
- ⑦必要経費
収入を得るために必要な経費です。販売し

た商品の原価、雇人費、減価償却費等。

⑧事業専従者控除額

事業専従者給与額は収入金額から差引かれます。
青色専従者給与額…完全給与制
白色専従者…次のうち、いずれか少ない金額、I 30万円 II (事業・不動産および山林所得)÷(事業専従者の数+1)

⑨所得控除

次の種類があり、これに該当する場合は、所得金額から差引くことができます。
1. 雑損控除…(損害金額－保険金などでうめられた金額)－(所得金額×1/10)
2. 医療費控除…(支払った医療・医薬費の総額－保険金でうめられた金額)－(所得金額×5/100) ※所得金額×5/100が5万円を超える場合は5万円とする。※控除額の最高限度は200万円です。

所得税

確定申告はお早めに

税務署では、2月16日(月)から申告相談に応じています。お気軽においでください。

◆申告すれば税金がもどる方

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、確定申告をして税金の還付を受けてください。
特に、次のような方は、税金が納め過ぎになっていないかどうかを確かめてください。
▽50年中の所得が少ない方で、利子や配当、原稿料などの収入がある方
▽サラリーマンで雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる方
▽サラリーマンで年の中途で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方
還付を受けるための確定申告書の提出は、2月14日(土)以前でも受け付けますから、なるべく早く申告して税金の還付を受けてください。

3. 社会保険料控除…50年中支払った金額
4. 小規模企業共済等掛金控除…50年中支払った金額
5. 生命保険料控除…支払った保険料が
I 1万5千円以下…全額
II 15,001～40,000円…支払った保険料÷2
7,500円
III 40,000円～70,000円…支払った保険料÷4
17,500円
IV 7万円超～35,000円
6. 障害者控除…16万円(特別障害者は19万円)
7. 高齢者控除…(65歳以上で50年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合)16万円控除
8. 寡(か)婦控除…16万円
9. 勤労学生控除…16万円
10. 配偶者控除…19万円
11. 扶養控除…
I 配偶者がいる場合～1人目から17万円
II 配偶者がいない場合～1人目 19万円
2人目から17万円
III 老人扶養親族～19万円
12. 基礎控除…19万円
※ 高齢者年金特別控除…公的年金等の収入金額が78万円に満たない場合は、その収入金額。78万円を超える場合は78万円。

400,000円×2/100=8,000円…都民税個人分

⑩税額控除

算出所得割額から控除されるもので、50年中に配当所得があった場合に控除されます。その控除額は…
◎特別区民税分～配当所得金額の2.0%
◎都民税個人分～配当所得金額の0.8%
ただし、課税総所得金額、課税長期(短期)譲渡所得金額の合計額が1,000万円を超える部分の配当所得金額については、この率のそれぞれ半分で。

算出所得割額速算表

特別区民税		都民税	
課税標準額	税率	課税標準額	税率
30万円まで	2%	0円	
50 "	3	3,000	
80 "	4	8,000	
110 "	5	16,000	
150 "	6	27,000	
250 "	7	42,000	
400 "	8	67,000	
600 "	9	107,000	
1,000 "	10	167,000	
2,000 "	11	267,000	
3,000 "	12	467,000	
5,000 "	13	767,000	
5,000万円超	14	1,267,000	
都民税(個人分)			
課税標準額	税率	課税標準額	税率
150万円まで	2%	0円	
150万円を超えるもの	4%	30,000円	

⑪算出所得割額の出し方

別掲の速算表(課税標準額×税率－速算控除額)により計算したものが算出所得割額で、特別区民税分と都民税個人分とを別々に計算します。
〔例〕課税標準額が40万円の場合
400,000円×3/100－3,000円＝9,000円…特別区民税分

◆申告が必要な方

- ◎一般の方の場合
50年中の所得金額が、基礎控除額(26万円)配偶者控除額(26万円)、扶養控除額(26万円)、その他の所得控除額の合計額よりも多い方は申告しなければなりません。
- ◎給与所得者の場合
大部分の方は申告する必要はありませんが次のいずれかにあたる方は、申告をしなければなりません。
▽50年中の給与の収入が1,000万円を超える方
▽給与所得以外の所得が20万円を超える方
▽同族会社の役員などで、その会社から給与のほか土地建物などの賃貸料、貸付金の利子などの支払いを受ける方
▽給与を2か所以上から受けている方

◆譲渡所得の申告

譲渡所得があると見込まれる方には、確定申告書(分離課税用)と「譲渡内容についてのお尋ね」を同封送付してあります。
この「お尋ね」は、後日、譲渡所得の計算内容などについてご照会し、またはご説明をいただく手数を省きたいためのものですから「お尋ね」に関係事項を記入して確定申告書

◎均等割額等の改正について、税制調査会から答申がでています。
なお、「申告書用紙」と「申告書の手びき」は、1月24日に発送しました。
くわしくは、区役所課税課へ。

に添付して提出してください。
譲渡所得の申告手続きについて、税務署にご相談のうえ提出したいと希望される方は、ご来署の際、できるだけ「お尋ね」に関係事項をご記入のうえ、不動産の売買契約書または、売渡しのわかる書類、売渡費用の領収証、売った物件の取得価額のわかる書類とともにご持参ください。

◆国税・地方税の共同説明会

所得税、住民税の申告書の書き方などについて、次の日程で説明会を開催します。

開催日	会場
2月12日(木)	教育センター第1会議室 亀有信用金庫竹の塚支店
2月13日(金)	東部区民福祉センター3階大ホール 中部区民福祉センター
2月16日(月)	区役所7階大会議室 足立農業協同組合沼田支店

時間は、いずれも午後1時30分からです。

◆納税証明書の発行

毎年3月になると、納税証明書の交付を請求されますが、たいへん混雑してご迷惑をおかけすることがありますので、なるべく2月中に請求されるようお願いいたします。

センター・児童館・老人館だより

- ◆東部区民福祉センター 電話六〇五七二〇一
●老人将棋大会(二十日) 定員三十六名受付順申込みは五日(木) ●子ども映画会(十四日) 午後二時 ●押絵(おひな)から ●おひなまき作り(十七日) (火) 午後一時 ●材料費(五百円) ●押絵(千円) (はり) 〆 ●ペーパークラフト教室(二十日) 午前十時 ●材料費千円(テキスト代共)
- ◆中部区民福祉センター 電話八八四六六一
●子ども映画会(十四日) 午後一時三十分 ●ブラネタリズム(十八日) 午後三時 ●老人無料マッソー(二十七日) (金) 午前九時三十分
- ◆西部区民福祉センター 電話八九七五〇一六
●児童映画会(七日) 午後二時 ●老人お話し(金) 十日(火) 午前十時 ●定員百名 ●老人映画会(十日) 午後三時三十分 ●老人指圧マッソー(十日) 午前九時三十分 ●定員七十名 ●老人健康相談(十七日) 午後三時三十分 ●粘土工作(十八日) (水) 午後三時
- ◆千住区民福祉センター 電話八二二七六五
●若年寄七福の縁談会(十日) (火) 午後一時三十分 ●無料マッソー(十三日) (金) 午前九時三十分 ●車球指導(十四日) (土) 午後二時 ●老人健康相談(十七日) 午後三時三十分 ●老人踊り教室(十八日) (水) 午前十時三十分 ●老人映画会(十九日) (木) 午前十時三十分
- ◆西伊興児童館 電話八九七六九四八
●もちつき大会(八日) (日) 午後一時(雨天中止) ●卓球教室(十四日) (土) 午後三時
- ◆新田児童館・老人館 電話九二一三四二二
●親子読書会(八日) 午後二時 ●老人盆踊りクラブ(十日) (火) 午後十時 ●老人民謡教室(十三日) (金) 午前十時 ●老人三味線教室(二十日) (金) 午前十時 ●老人将棋大会(二十七日) (日) 午前十時 ●定員三十二名、申込受付中
- ◆千住あすま児童館・老人館 電話八八二二二一八
●老人民謡教室(十二日) (木) 午後一時 ●老人民舞教室(十八日) (水) 午後一時
- ◆本木東児童館 電話八四九三〇〇五
●父母映画会(二十日) (金) 午後二時 ●子ども映画会(二十一日) (土) 午後二時 ●紙芝居(毎週水曜日午後三時四十分)
- ◆花畑区民センター 電話八五〇二六一七
●老人マッソー(七日) (土) 午前九時三十分 ●午後四時 ●ピアノ(準備) (八日) (日) 午後一時三十分 ●申込みはくわし(じ)は、直接各施設へ)

- ◆固定資産税・都市計画税第四期分の納期限は三月一日
- ◆個人事業税の申告受付期間は二月十六日～三月十五日